

# 公 告

京都市岩倉長谷土地区画整理組合が施行する京都市岩倉長谷地区土地区画整理事業の事業計画の変更に係る事業計画を、土地区画整理法第39条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令第3条の規定により次のとおり公告します。

なお、当事業計画について意見のある利害関係者は、平成16年10月21日まで意見書を提出することができます。

平成16年9月16日

京都市長 榊本 頼兼

- 1 縦覧期間 平成16年9月24日から同年10月7日まで  
(期間内の土曜日及び日曜日を含む。)
- 2 縦覧時間 午前8時50分から午後5時20分まで
- 3 縦覧場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市建設局都市整備部区画整理課

(建設局都市整備部区画整理課)